

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項および第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② 飲食料およびその他の利用料金
	税金	③ 消費税 ④ 宿泊税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

1. ご宿泊全体のキャンセルの場合

契約解除の通知をうけた日 契約申込人数・室数		決定後	89日前	29日前	13日前	前日	当日	不泊
一般	7名まで または3室まで					20%	80%	100%
団体	8名以上 または4室以上	20%	30%	80%	100%	100%	100%	100%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、取消日ごとに違約金を収受します。

2. 団体における一部客室・宿泊人数のキャンセル(減室・減員)の場合

・一部客室のキャンセル

取消日	59日前～30日前	29日前～14日前	13日前～2日前	前日・当日・不泊
減室基準	10%	10%	5%	0%
キャンセル料	20%	50%	80%	100%

[例: 延べ総客室数 60 室]

20 日前に 2 室キャンセル: 期間内合計が 6 室未満: キャンセル料なし

15 日前に更に 4 室キャンセル: 期間内合計 6 室: 6 室に対して 50%のキャンセル料が発生

・一部宿泊人数のキャンセル

取消日	29日前～15日前	14日前～8日前	7日前～2日前	前日・当日・不泊
減員基準	10%	5%	5%	0%
キャンセル料	20%	50%	80%	100%

[例: 延べ総人数 120 名]

20 日前に 6 名キャンセル(期間内合計が 12 名未満): キャンセル料なし

15 日前に更に 6 名キャンセル(期間内合計 12 名): 12 名に対して 50%のキャンセル料が発生